

農地中間管理機構特例事業(農地売買等事業)

事務手続きの手引き

公益社団法人静岡県農業振興公社

(静岡県農地中間管理機構)

## 【目次】

農用地利用集積等促進計画による農地売買の手続きフロー	P1
買入協議制度による農地売買の手続きフロー	P2
<b>【手続き編】</b>	
I 手引き制定の趣旨	P4
II 農地中間管理機構特例事業（農地売買等事業）における取扱要件	P4
1 対象地域	
2 売渡しの相手方（買受者）の要件	
3 買入価格の算出	
4 売渡価格の算出	
5 手数料	
6 その他	
III 農用地利用集積等促進計画による農地売買の手続き	
農地バンク法第19条第2項（市町の協力）による場合	P6
1 相談対応・要件確認（売り手、買い手、市町）	
2 農地中間管理機構農地売買事業申込書の提出（売り手、買い手）	
3 農地中間管理機構特例事業申込書の提出等（市町）	
4 買入れに伴う現地調査及び協議（機構、市町、売り手、買い手）	
5 買入の決定（機構）	
6 促進計画書の農業委員会意見聴取、提出（市町）	
7 促進計画の利害関係人意見聴取、認可申請（機構）	
8 農用地利用集積等促進計画の認可公告（県）	
9 税等証明関係（機構）	
10 売買代金の精算及び所有権移転手続き（機構）	
IV 買入協議制度による農地売買の概要	P10
1 買入協議制度の概要	
2 買入協議制度の対象農地	
3 事業要件等	

#### IV-2 買入協議制度による農地売買の手続き

P11

- 1 相談対応・要件確認（売り手、市町）
- 2 あっせん申し出（売り手）
- 3 申し出の受付（農業委員会）
- 4 買入協議要請の審議・決定（農業委員会）
- 5 買入協議の要請（農業委員会）
- 6 買入協議の通知（市町）
- 7 買入協議の実施（機構、売り手、市町または農業委員会）
- 8 買入協議結果通知（機構）
- 9 買い手の促進計画案の作成（市町、機構）
- 10 促進計画書の農業委員会意見聴取、提出（市町）
- 11 促進計画の利害関係人意見聴取、認可申請（機構）
- 12 農用地利用集積等促進計画の認可公告（県）
- 13 税等証明関係（機構）
- 14 売買代金の精算及び所有権移転手続き（機構）

#### 【様式編】

P16

- 参考様式 1 買入れ（売渡し）申出書
- 様式 2-1-1 農地売買等支援事業参加申込書（個人用）
- 様式 2-1-2 農地売買等支援事業参加申込書（法人用）
- 様式第 1 号 農用地の買入れ申込書
- 別紙様式 1 地権者一覧
- 別紙様式 2 近傍類似調査票
- 別紙様式 3 実面積相違割合
- 様式 15-12 売買 促進計画 提出用送付文
- 様式 15-3 売買 農用地集積等促進計画総括表
- 農用地利用促進計画書（買入れ）
- 農用地利用促進計画書（売渡し）
- 様式 2-4 農業経営の状況（個人売買）
- 様式買第 1 号 所有権移転あっせん申出書
- 様式買第 2 号 買入協議の要請
- 様式買第 3 号 買入協議の通知
- 様式買第 4 号 買入協議通知の送付

## 農用地利用集積等促進計画による農地売買の手続きフロー (譲渡所得税特別控除 800 万円まで)



農地所有者（売り手） 耕作者（買い手）

### 相談対応 (市町)

- ・売買事業要件、売買条件等を確認

### 申込書提出 (売り手買い手)

- ・売り手買い手から市町に申込書等提出

### 事業申込書提出 (市町)

- ・申込書及び添付書類を機構に提出

### 現地調査・協議 (機構等) 買入の決定 (機構) 促進計画案作成 (市町等)

- ・売り手、買い手、市町、機構による  
売買条件等の確認

- ・事業及び売買条件を確認
- ・機構から市町に買入決定通知の送付

- ・売買書類への押印、促進計画案の作成

### 農業委員会 意見聴取 (市町)

- ・促進計画案の意見聴取
- ・機構に促進計画案及び添付書類提出

### 利害関係人 意見聴取 (機構)

- ・促進計画案について、利害関係人意見聴取

### 認可申請 (機構) 認可 (県)

- ・県に促進計画を認可申請
- ・県による認可、公告

### 所有権移転登記 (機構)

- ・所有権移転登記

#### 【移転登記 2 週間前】

- ・ 買い手に請求書（土地代、所有権移転登記に係る登録免許税）送付（機構）

- ・ 支払い（買い手→機構）

#### 【所有権移転当日】

- ・ 土地代振込（機構→売り手）

## 買入協議制度による農地売買の手続きフロー (譲渡所得税特別控除 1,500 万円まで)



## 【手続き編】

## I 手引き制定の趣旨

農業経営基盤強化促進法等の一部改正により、農用地等を売買する手法が、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画または農地法3条許可による所有権移転になりました。

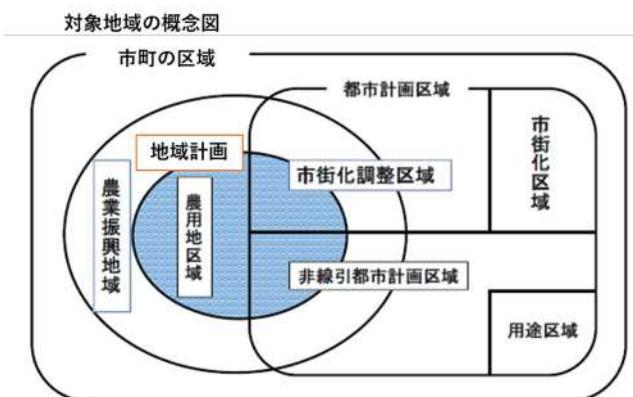
本手引きでは、農地中間管理機構（以下、機構）である静岡県農業振興公社が実施する売買等事業における要件及び、農用地利用集積等促進計画による所有権移転の事務手続き方法を記載しました。

また、当機構は農地売買等支援事業実施要綱（平成12年4月1日付け12構改B第320号農林水産事務次官通知。以下「要綱」という。）及び農地売買等支援事業実施要領（平成12年4月1日12構改B第321号農林水産省構造改善局長通知。以下「要領」という。）に基づき売買事業を実施します。

## II 農地中間管理機構特例事業（農地売買等支援事業）における取扱要件

### 1 対象地域

- ・ 地域計画区域内（要綱第3の1）。
- ・ 農業振興地域の区域内農用地の農地、採草放牧地、農業用施設用地（要綱第3の2）。



### 2 売渡しの相手方（買い手）の要件

- ・ 地域計画区域内の当該農用地に位置づけられた農業を担う者。
- ・ 認定農業者、特定農業法人、特定農業団体、認定新規就農者、基本構想水準到達農業者（要綱第3の2）。
- ・ 買入後、概ね1ha以上の団地形成（要領第5の1（1）ウ（ア）a）。
- ・ 取得後の経営面積が、公社が各市町に定めた基準面積を超えること。

### 3 買入価格の算出

- ・ 近傍類似価格（過去の地域取引実績等）から見て適正であること（要領

第6の1（2）ア（カ）。

- 取引事例の収集ができない場合は、地代等の収益から推定される価格や、固定資産評価額などを基礎に算出。

#### 4 売渡価格の算出

- 売渡価格は買入価格に諸経費（買入価格の1%。上限20万円）を加算。

#### 5 手数料

- 農地所有者（売り手）から、手数料（買入価格の2%、上限50万円、千円単位切捨て）と手数料に掛かる消費税を徴収。

#### 6 その他

- 売買する農地は買い手が決まっていること。
- 売り手の相続登記が未了の場合は、事前に相続登記を行うこと。
- また、差押え・抵当権等が設定されている場合は事前に抹消すること。

#### 【事業要件等の整理表】

項目	内 容	
農地所有者（売り手）に係る要件	農地の条件	地域計画区域内の農地
		農用地区域内農地（通称：青地）
		農用地等（農地、採草放牧地、農業用施設用地）
		売買後、すぐに耕作可能な農地状況であること
	買い手の確保	必要
耕作者（買い手）に係る要件	買い手の限定	地域計画目標地図の農業を担う者に位置付けられた者
		認定農業者、認定新規就農者等
	団地化要件	取得後、概ね1ha以上の団地を形成すること
	取得後経営面積	公社が各市町毎に定めた基準面積を超えること
	諸経費	買入価格の1%（上限20万円）を農地代に加算
	登録免許税	移転登記に係る登録免許税の負担

### III 農用地利用集積等促進計画による農地売買の手続き

#### 農地バンク法第19条第2項（市町の協力）による場合

当手続きにより、農地所有者は譲渡所得税が800万円まで特別控除され所得税が軽減されます。認定農業者等は登録免許税の軽減措置が受けられ、所有権移転登記は公社が行います（ただし、登記に係る登録免許税は認定農業者等の御負担になります。）。

##### 1 相談対応・要件確認（主体：売り手、買い手、市町）

- ・ 売り手及び買い手は、売買事業の要件等を農地所在地の市町に確認。
- ・ 市町は事業要件等を満たすことを確認し、手続きを進める。

##### 2 農地中間管理機構農地売買事業申込書の提出（売り手、買い手）

###### （1）売り手（農地所有者）

- ・ 売り手は、農用地等が所在する市町に必要事項を記入した申出書（参考様式1）、登記事項証明書、固定資産税評価通知書を提出。
- ・ 相続登記が未了の場合は事前に相続登記を行い差押え・抵当権等が設定されている場合は事前に抹消する。

###### 【必要書類】

- ・ 農用地等の買入れ（売渡し）申出書（参考様式1、P17）
- ・ 登記事項証明書（所有者または市町取得）
- ・ 固定資産税評価通知書

###### （2）買い手（耕作者）

- ・ 買い手は、農用地等の買入れ申出書（参考様式1）を市町に提出。
- ・ また、農用地等が所在する市町に必要事項を記入した農地売買等支援事業参加申込書（参考様式2-1-1または2-1-2）を提出。

###### 【必要書類】

- ・ 農用地等の買入れ（売渡し）申出書（参考様式1、P17）
- ・ 農地売買等支援事業参加申込書  
(参考様式2-1-1(個人用)P18-21、2-1-2(法人用)P22-25)

##### 3 農地中間管理機構特例事業申込書の提出等（市町）

- ・ 当該農用地等について、農業委員会と連携して地域計画、農地台帳、登記事項証明書、図面等と照合。
- ・ 売買近傍類似価格から見て適正であることを確認するため、過去の地域取引実績等を確認（取引事例の収集ができない場合等は固定資産評価額など

を基礎に算出)。

- ・ 内容に不備がない場合、農用地等の買入申込書（様式第1号）及び添付書類を機構に送付。

**【必要書類】**

- ・ 農用地等の買入申込書（様式第1号、P26）  
(添付書類)
  - ・ 地権者一覧表（別紙様式1、P27）
  - ・ 農振土地利用計画図（3部）
  - ・ 公図（写）
  - ・ 登記事項証明書の写し
  - ・ 近傍類似農用地等売買実績調査表（別紙様式2、P27）
  - ・ 登記簿と実面積の相違割合調査表（別紙様式3、P28）
  - ・ 固定資産税評価通知書
  - ・ 農地売買等支援事業参加申込書（参考様式2-1-1または2-1-2）

**4 買入れに伴う現地調査及び協議（機構、市町、売り手、買い手）**

- ・ 機構は申込書等を確認し、市町と現地調査及び協議日を調整。
- ・ 日程調整後、機構から市町、売り手、買い手に日程等を通知。
- ・ 当日、売買条件等を確認し、売り手及び買い手は必要書類に記入押印。

**【持ち物】**

- |                                 |                      |
|---------------------------------|----------------------|
| 《売り手》                           | 《買い手》                |
| ・ 実印                            | ・ 実印                 |
| ・ 本人名義の通帳                       | ・ 住民票（個人）または法人番号（法人） |
| ・ 身分証明書                         | ・ 身分証明書              |
| ・ 印鑑登録証明書                       |                      |
| ・ 住民票等（登記事項証明書の売り手住所と現住所が異なる場合） |                      |

**【記入押印書類】※原則、機構が事前に準備**

- ・ 促進計画書（案）※<sup>1</sup>
- ・ 登記承諾書（機構による所有権移転登記の承諾）
- ・ 確認書（売買の成立不成立確認）
- ・ 買受同意書
- ・ 農用地代金請求書
- ・ 計算書（農用地代金、手数料、登録免許税の計算書）
- ・ 登録免許税軽減証明願※<sup>2</sup>
- ・ 譲渡所得税特別控除証明願（公社用）

・譲渡所得税特別控除証明願（市用）※2

※<sup>1</sup> 売り手、買い手それぞれの促進計画書を作成（買い手の土地代は諸経費加算）

※<sup>2</sup> 市町に証明手数料を支払う必要がある場合、別途、売り手買い手が市町に支払う

## 5 買入の決定（機構）

- 現地協議結果を踏まえ機構は買入の可否を決定し、市町に結果を通知。

## 6 促進計画書の農業委員会意見聴取、提出（市町）

- 農業委員会に対して、貸借同様に全部耕作要件及び常時従事要件などについて意見聴取。
- 促進計画書及び必要書類を機構に提出。

### 【提出書類】

- 促進計画（売買）提出用鑑文（様式15-12、P30）
- 農用地利用集積等促進計画総括表（様式15-3 売買、P31）
- 農用地利用集積等促進計画（所有権移転買入れP33、売渡しP35）
- 農業経営の状況等（様式2-4、P37）
- 登記事項証明書
- その他必要な書類
- 目標地図への掲載見込一覧

## 7 促進計画の利害関係人意見聴取、認可申請（機構）

- 機構のホームページ上で1週間掲載し、利害関係人の意見聴取。
- 促進計画及び添付書類を県に提出し、認可申請。

## 8 農用地利用集積等促進計画の認可公告（県）

- 県認可後、認可通知書を農業委員会及び機構に送付。

## 9 税等証明関係（機構）

- 「登録免許税軽減証明願」（買入分）及び「譲渡所得税特別控除証明願」を県に依頼。
- 「登録免許税軽減証明願」（売渡分）及び「譲渡所得税特別控除証明願」、「農用地区域内の農用地等であることの証明願」を市町に依頼。
- 市町は各種証明を機構に送付。

## 10 売買代金の精算及び所有権移転手続き（機構）

- 所有権移転日の2週間前程度に、買い手に請求書（土地代、所有権移転登

記に係る登録免許税）を送付。

- ・ 買い手は所有権移転日までに指定の口座振込先に対価支払い。
- ・ 売買代金の受領後、領収書を買い手に送付。
- ・ 売り手に売買代金を振込送金。
- ・ 管轄する法務局へ買入の所有権移転登記（機構への移転登記）、売渡の所有権移転登記（売り手への移転登記）を同時に申請。
- ・ 法務局から登記識別情報通知及び登記完了証を受領し、所有権移転確認。
- ・ 買い手に対し、登記識別情報通知及び登記完了証を送付。
- ・ 農業委員会に対し、登記識別情報通知及び登記完了証の写しを送付。

## IV 買入協議制度による農地売買の概要

### 1 買入協議制度の概要

地域計画区域内の農地の所有者から農業委員会にあっせんを受けたい旨の申出があり、当該農地について担い手に集積を図るために特に機構による買入れが必要と認めるときに、農業委員会からの要請に基づいて市町長から機構及び農地の所有者に出される協議通知により、機構が農地所有者と協議を行う制度です（基盤法第22条）。

農地の所有者が買入協議制度によって農地中間管理機構に農地を売り渡した場合には、譲渡所得について1,500万円までの特別控除が認められます。

### 2 買入協議制度の対象農地

以下の①及び②を満たす農地を対象とします（基盤法基本要綱別紙11第1の2）。

- ① 地域計画の区域のうち、当該農地を含む周辺の地域における農地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対し利用の集積を図ることが望ましい農地。
- ② 土地改良事業が実施された農地や集団的に存している優良農地又は認定農業者等が現に耕作している農地に隣接する農地など。

※ 対象とすべきか否かは、農業委員会が個々具体的に判断する。

なお、買入協議による農地の買入は、特例事業として行われるものであり、かつ、当該農地の価格が、その土地の近傍類似の取引や生産力等からみて適切であると判断されるものとされています（基盤法基本要綱別紙11第3）。

### 3 事業要件等

「II 農地中間管理機構特例事業（農地売買等支援事業）における取扱要件」と同様。

※ 買入協議制度は、「利用関係の調整において地域計画に即した利用権の設定等を行うことが困難の場合」に実施するため、事業要件のうち「買い手が決まっていること」は除く。ただし、買入協議成立後に円滑な売渡しを実施するため、農地の利用集積を図りたい耕作者は特例事業申込書を市町に提出する。

## IV—2 買入協議制度による農地売買の手続き

### 1 相談対応・要件確認（売り手、市町）

- ・ 売り手は、買入協議制度の要件等を農地所在地の市町に確認。
- ・ 市町は事業要件等を満たすことを確認し、手続きを進める。

### 2 あっせん申し出（売り手）

- ・ 売り手（農地所有者）は、農用地等が所在する農業委員会に必要事項を記入した所有権移転あっせん申出書（様式買第1号）、登記事項証明書、固定資産税評価通知書を提出。
- ・ 相続登記が未了の場合は、事前に相続登記を行い、差押え・抵当権等が設定されている場合は事前に抹消する。

#### 【必要書類】

- ・ 所有権移転あっせん申出書（様式買第1号、P38）
- ・ 登記事項証明書（売り手または市町取得）
- ・ 固定資産税評価通知書

#### （参考）買い手（耕作者）

- ・ 農地の利用集積を図りたい買い手は、農用地等が所在する市町に必要事項を記入した農地売買等支援事業参加申込書を提出する。

#### 【必要書類】

- ・ 農地売買等支援事業参加申込書

（参考様式 2-1-1（個人用）P18-21、2-1-2（法人用）P22-25）

### 3 申し出の受付（農業委員会）

- ・ 当該農地について、農業委員会は対象農地要件、地域計画、農地台帳、登記事項証明書、図面等と照合。
- ・ 買入協議の対象とするには、市町長から当該農用地所有者への通知が、農用地所有者の申出の日から3週間以内に行われなければならない（法第22条第3項）ことから、農業委員会は、総会の開催日を考慮して申出を受付けるよう留意。

### 4 買入協議要請の審議・決定（農業委員会）

- ・ 農地の所有者と機関を含めた調整を行うが当該調整が整わず（※）、地域計画の達成に資する利用権の設定等が困難と判断される場合に、農業委員会総会又は部会において、買入協議要請の議決を得る。

※「調整が整わず」とは

農用地の価格や売買の対象とする農用地の範囲について農用地の所有者と機構の意向が一致せず、このままでは調整が不調に終わり、機構が権利を取得できず、地域計画の達成に資するように利用権の設定等ができなくなるおそれがある場合。

## 5 買入協議の要請（農業委員会）

- ・議決後、農業委員会は市町に買入協議の実施を要請。

### 【必要書類】

- ・買入れの協議について（要請）（様式買第2号、P40）

## 6 買入協議の通知（市町）

- ・市町長は、地域計画の達成に資する見地からみて、特に機構による買入れが必要と認めるときは、下記に通知を行う。

【売り手】「買入れの協議を行う旨の通知書」（様式買第3号）

【機構】「買入れの協議の通知書（写）の送付について」（様式買第4号）

- ・なお、機構への通知には、下記書類を添付する。
- ・通知は申出があった日から起算して3週間以内に行う。

### 【必要書類】

- ・「買入れの協議を行う旨の通知書」（様式買第3号、P41）
- ・「買入れの協議の通知書（写）の送付について」（様式買第4号、P42）

### 【様式買第4号添付書類】

- ・地権者一覧表（別紙様式1、P27）
- ・農振土地利用計画図（3部）
- ・公図（写）
- ・登記事項証明書の写し
- ・近傍類似農用地等売買実績調査表（別紙様式2、P28）
- ・登記簿と実面積の相違割合調査表（別紙様式3、P29）
- ・固定資産税評価通知書

## 7 買入協議の実施（機構、売り手、市町または農業委員会）

### （1）現地調査及び買入協議の実施

- ① 機構は買入協議通知書等を確認し市町と現地調査及び協議日を調整。
- ② 日程調整後、機構から市町に日程等を通知。
- ③ 市町は農地所有者に日程等を通知。
- ④ 売買条件等を確認し、売り手は必要書類に記入押印。

**【持ち物】《売り手》**

実印、本人名義の通帳、身分証明書、印鑑登録証明書、  
住民票等（登記事項証明書の売り手住所と現住所が異なる場合）

**【記入押印書類】《売り手》※原則、機構が事前に準備**

- ・促進計画書（案）※<sup>1</sup>
- ・登記承諾書（機構による所有権移転登記の承諾）
- ・確認書（売買の成立不成立確認）
- ・農用地代金請求書
- ・計算書（農用地代金、手数料、登録免許税の計算書）
- ・登録免許税軽減証明願※<sup>2</sup>
- ・譲渡所得税特別控除証明願（公社用）
- ・譲渡所得税特別控除証明願（市用）※<sup>2</sup>

※<sup>1</sup> 売り手の促進計画書を作成

※<sup>2</sup> 市町に証明手数料を支払う必要がある場合、別途、売り手が市町に支払う。

**8 買入協議結果通知（機構）**

- ・協議結果を踏まえ、機構は買入の可否を決定し、市町に買入協議結果を通知。

**9 買い手の促進計画案の作成（市町、機構）**

- ・特例事業参加申込書を提出している買い手は、農用地等の買入れ申出書を市町に提出。
- ・買い手の促進計画案等を作成。

**【持ち物】《買い手》**

実印、住民票（個人）または法人番号（法人）、身分証明書

**【記入押印書類】《買い手》※原則、機構が事前に準備**

- ・農用地等の買入れ申出書（参考様式1、P17）
- ・促進計画書（案）※<sup>1</sup>
- ・確認書（売買の成立不成立確認）
- ・買受同意書
- ・計算書（農用地代金）
- ・登録免許税軽減証明願※<sup>2</sup>

※<sup>1</sup> 買い手の促進計画書を作成（買い手の土地代は諸経費加算）

※<sup>2</sup> 市町に証明手数料を支払う必要がある場合、別途、買い手が市町に支払う。

## 10 促進計画書の農業委員会意見聴取、提出（市町）

- ・ 農業委員会に対して、貸借同様に全部耕作要件及び常時従事要件などについて意見聴取。
- ・ 貸借同様に必要書類を添付し、促進計画書を機構に提出。

### 【提出書類】

- ・ 促進計画（売買）提出用鑑文（様式 15-12、P30）
- ・ 農用地利用集積等促進計画総括表（様式 15-3 売買、P31）
- ・ 農用地利用集積等促進計画（所有権移転買入れ P33、売渡し P35）
- ・ 農業経営の状況等（様式 2-4、P37）
- ・ 登記事項証明書
- ・ その他必要な書類
- ・ 目標地図への掲載見込一覧

## 11 促進計画の利害関係人意見聴取、認可申請（機構）

- ・ 機構のホームページ上で 1 週間掲載し、利害関係人の意見聴取。
- ・ 促進計画及び添付書類を県に提出し、認可申請。

## 12 農用地利用集積等促進計画の認可公告（県）

- ・ 県認可後、認可通知書を農業委員会及び機構に送付。

## 13 税等証明関係（機構）

- ・ 「登録免許税軽減証明願」（買入分）及び「譲渡所得税特別控除証明願」を県に依頼。
- ・ 「登録免許税軽減証明願」（売渡分）及び「譲渡所得税特別控除証明願」、「農用地区域内の農用地等であることの証明願」を市町に依頼。
- ・ 市町は各種証明を機構に送付。

## 14 売買代金の精算及び所有権移転手続き（機構）

- ・ 所有権移転日の 2 週間前程度に、買い手に請求書（土地代、所有権移転登記に係る登録免許税）を送付。
- ・ 買い手は所有権移転日までに指定の口座振込先に対価支払い。
- ・ 売買代金の受領後、領収書を買い手に送付。
- ・ 売り手に売買代金を振込送金。
- ・ 管轄する法務局へ買入の所有権移転登記（機構への移転登記）、売渡の所有権移転登記（売り手への移転登記）を同時に申請。
- ・ 法務局から登記識別情報通知及び登記完了証を受領し所有権移転確認。

- ・ 買い手に対し、登記識別情報通知及び登記完了証を送付。
- ・ 農業委員会に対し、登記識別情報通知及び登記完了証の写しを送付。

## 【様式編】

参考様式 1

令和 年 月 日

農用地等の買入れ（売渡し）申出書

市町長 様

申出者 住 所  
氏 名

下記の農用地を農業経営基盤強化促進法に基づく、農地売買事業により買入れ（売渡し）たいので申出します。

記

農用地の状況

農用地の所在地番	地 目		面 積 m <sup>2</sup>	備 考
	登記簿	現況		

## 農地売買等支援事業（担い手支援タイプ）

(農用地等売渡事業)

	参 加 申 込 書
	延 長 申 請 書

◇ 該当する方に○を記入して下さい。

参加申込（延長申請）日	令和 年 月 日
-------------	----------

参加申込（延長申請）先

農地中間管理機構等名	
代表者名	殿

参加申込（延長申請）者

住 所	
氏 名	

農地売買等支援事業実施要領の規定に基づき、担い手支援タイプの農用地等売渡事業に参加したく、  
経営計画書を添えて申し込みます。

◇ 延長申請の場合は次に記入して下さい。

次により参加承認のあった農地売買等支援事業（担い手支援タイプの農用地等売渡事業）の実施期間  
の延長をお願いしたく、農地売買等支援事業実施要領の規定に基づき、経営計画書を添えて申し込みます。

参加承認年月日・番号	令和 年 月 日 付 第 号
------------	-------------------

◇ 太枠の中を記入してください。

◇ 【添付書類】農業経営改善計画書等の写しを現在の内容に適宜修正して添付して下さい。

(注) 1 記載事項及び添付資料が既に提出している書類の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の書類の名称その他書類の特定に必要な情報を記載の上、当該書類と同じ旨を記載すること。

2 添付資料について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

## 別添

## 経営計画書

本事業により農用地等を取得する 予定時期	令和 年 月
-------------------------	--------

## 1 農用地等の集積の現況等

区分	現況 (年月)	本事業により取得する農用地等		団地化面積
		a	a	
水田	a	a	a	a
うち借地	a	a	a	a
普通畠	a	a	a	a
うち借地	a	a	a	a
飼料用地	a	a	a	a
うち借地	a	a	a	a
施設用地	a	a	a	a
うち借地	a	a	a	a
その他	a	a	a	a
うち借地	a	a	a	a
《本事業により取得を希望する農用地等の詳細》				
所在・地番・地目			面積	
			a	
			a	
			a	

## 2 農地条件整備

<input type="checkbox"/>	希望する	農地中間管理機構等からの資金借入	<input type="checkbox"/>	希望する	<input type="checkbox"/>	希望しない
<input type="checkbox"/>	希望しない					

◇ 「希望する」に○を付けた場合は、右欄の資金借入の希望の有無に○を記入の上、3の「事業（農地買入及び農地条件整備）資金計画」欄に、希望する事業の内容を記入して下さい。

## 3 事業（農地買入及び農地条件整備）資金計画

(単位：千円)

予定年度	農地買入及び農地条件整備内容	必要額	資金調達計画		
			融資	自己資金	その他
合計					

◇ 2で「希望する」に○を付けた場合だけでなく、今後実施する予定のある事業（農地の買入れ及び農地条件整備でまとまった資金を要する事業）について記入して下さい。

◇ 添付資料（農業経営改善計画等の写しを現在の内容に適宜手書き等で修正したもの）に同一内容の記載がある場合は、「添付資料P.○に記載の通り」等と明記することで代替が可能です。

## 4 経営収支の現状

現状 ( ) 年					
	部門	生産規模	生産量 (販売量)	単価	販売額
収入 生産と販売			( )	円	千円
	計①				
支出	部門				
	門				
	雇用労賃				
	借入金利子				
	減価償却費②				
計③					
農業所得④(①-③)					
農外所得⑤					
租税公課諸負担⑥					
家計費⑦					
経済余剰⑧(④+⑤-⑥-⑦)					
償還財源⑨(②+⑧)					
償還元金⑩					
差引余剰⑨-⑩					

◇ 一時貸付を行わない場合は、記載不要です。

◇ 添付資料（農業経営改善計画等の写しを現在の内容に適宜手書き等で修正したもの）に同一内容の記載がある場合は、「添付資料P.○に記載の通り」等と明記することで代替が可能です。

○ 市町村（農業委員会）確認欄 ◇ 申込者は記入しないで下さい。

※ 事業要件についての適合状況等、記載内容の確認及び意見を記入する。

◇ 記入上の注意

「1 農用地等の集積の現況等」

- ① 区別別に現況と本事業により取得する農用地等について記入して下さい。また、「団地化面積」欄は、本事業によって取得した後に、団地化される面積を記入して下さい。

※ 本事業により農地を取得することで、おおむね 1 ha の団地を形成する必要があります。

ただし、集約栽培や中山間地等の場合は特例がありますので、農地中間管理機構等にご相談下さい。

- ② 《本事業により取得を希望する農用地等の詳細》欄は、今回、買入れを希望する農用地等について、所在・地番・地目及び面積を記入して下さい。

「2 農地条件整備」

買入れと併せて、農地条件整備の希望の有無を記入して下さい。

なお、希望する場合は、右欄の資金借入の希望の有無に○を記入の上、3の「事業（農地買入及び農地条件整備）資金計画」欄に、希望する事業の内容を記入して下さい。

「3 事業（農地買入及び農地条件整備）資金計画」

2で「希望する」に○を付けた場合だけでなく、今後実施する予定のある事業（農地の買入れ及び農地条件整備でまとまった資金を要する事業）について記入して下さい。

また、2で「希望する」とした事業については、予定年度欄を○で囲んで、希望する事業であることが分かるように記入して下さい。

なお、添付資料（農業経営改善計画等の写しを現在の内容に適宜手書き等で修正したもの）に同一内容の記載がある場合は、「添付資料P.○に記載の通り」等と明記することで代替が可能です。

「4 経営収支の現状」

直近年の経営収支の現状について、記入して下さい。

なお、添付資料（農業経営改善計画等の写しを現在の内容に適宜手書き等で修正したもの）に同一内容の記載がある場合は、「添付資料P.○に記載の通り」等と明記することで代替が可能です。

【添付資料】

認定農業者の場合は農業経営改善計画の写し、基本構想水準到達農業者の場合は農業経営改善計画と同様の内容を記載した書面、認定就農者の場合は青年等就農計画の写しを、中心経営体の場合には、人・農地プランの写しを現在の内容に適宜手書き等で修正して添付して下さい。

- 不明な点があれば、市町村、農業委員会、農地中間管理機構等にお問い合わせ下さい。

## 農地売買等支援事業（担い手支援タイプ）

(農用地等売渡事業)

	参 加 申 込 書
	延 長 申 請 書

◇ 該当する方に○を記入して下さい。

参加申込（延長申請）日	令和 年 月 日
-------------	----------

参加申込（延長申請）先

農地中間管理機構等名	
代表者名	殿

参加申込（延長申請）者

住 所	
法人名	
代表者名	

農地売買等支援事業実施要領の規定に基づき、担い手支援タイプの農用地等売渡事業に参加したく、  
経営計画書を添えて申し込みます。

◇ 延長申請の場合は次に記入して下さい。

次により参加承認のあった農地売買等支援事業（担い手支援タイプの農用地等売渡事業）の実施期間  
の延長をお願いしたく、農地売買等支援事業実施要領の規定に基づき、経営計画書を添えて申し込みます。

参加承認年月日・番号	令和 年 月 日 付け 第 号
------------	-----------------

◇ 太枠の中を記入してください。

◇ 【添付書類】農業経営改善計画書等の写しを現在の内容に適宜修正して添付して下さい。

(注) 1 記載事項及び添付資料が既に提出している書類の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の書類の名称その他書類の特定に必要な情報を記載の上、当該書類と同じ旨を記載すること。

2 添付資料について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

## 別添

## 経営計画書

本事業により農用地等を取得する 予定時期	令和 年 月
-------------------------	--------

## 1 農用地等の集積の現況等

区分	現況 (年月)	本事業により取得する農用地等		団地化面積
		a	a	
水田	a	a	a	a
うち借地	a	a	a	a
普通畑	a	a	a	a
うち借地	a	a	a	a
飼料用地	a	a	a	a
うち借地	a	a	a	a
施設用地	a	a	a	a
うち借地	a	a	a	a
その他	a	a	a	a
うち借地	a	a	a	a
《本事業により取得を希望する農用地等の詳細》				
所在・地番・地目			面積	
			a	
			a	
			a	

## 2 農地条件整備

<input type="checkbox"/>	希望する	農地中間管理機構等からの資金借入	<input type="checkbox"/>	希望する	<input type="checkbox"/>	希望しない
<input type="checkbox"/>	希望しない					

◇ 「希望する」に○を付けた場合は、右欄の資金借入の希望の有無に○を記入の上、3の「事業（農地買入及び農地条件整備）資金計画」欄に、希望する事業の内容を記入して下さい。

## 3 事業（農地買入及び農地条件整備）資金計画

(単位：千円)

予定年度	農地買入、機械施設 の整備内容	必要額	資金調達計画		
			融資	自己資金	その他
合計					

◇ 2で「希望する」に○を付けた場合だけでなく、今後実施する予定のある事業（農地の買入れ及び農地条件整備でまとまった資金を要する事業）について記入して下さい。

◇ 添付資料（農業経営改善計画等の写しを現在の内容に適宜手書き等で修正したもの）に同一内容の記載がある場合は、「添付資料P.○に記載の通り」等と明記することで代替が可能です。

## 4 経営収支の現状

現状 ( ) 年					
	部門	生産規模	生産量 (販売量)	単価	販売額
収入	生産と販売		( )	円	千円
	計①				
支 出	部門				
	部門				
	雇用労賃				
	借入金利子				
	減価償却費②				
計③					
農業所得④ (①-③)					
農外所得⑤					
租税公課諸負担⑥					
その他負担⑦					
経済余剰⑧ (④+⑤-⑥-⑦)					
償還財源⑨ (②+⑧)					
償還元金⑩					
差引余剰⑨-⑩					

◇ 一時貸付を行わない場合は、記載不要です。

◇ 添付資料（農業経営改善計画等の写しを現在の内容に適宜手書き等で修正したもの）に同一内容の記載がある場合は、「添付資料P.○に記載の通り」等と明記することで代替が可能です。

○ 市町村（農業委員会）確認欄 ◇ 申込者は記入しないで下さい。

※ 事業要件についての適合状況等、記載内容の確認及び意見を記入する。

#### ◇ 記入上の注意

##### 「1 農用地等の集積の現況等」

- ① 区別別に現況と本事業により取得する農用地等について記入して下さい。また、「団地化面積」欄は、本事業によって取得した後に、団地化される面積を記入して下さい。

※ 本事業により農地を取得することで、おおむね 1 ha の団地を形成する必要があります。

ただし、集約栽培や中山間地等の場合は特例がありますので、農地中間管理機構等にご相談下さい。

- ② 《本事業により取得を希望する農用地等の詳細》欄は、今回、買入れを希望する農用地等について、所在・地番・地目及び面積を記入して下さい。

##### 「2 農地条件整備」

買入れと併せて、農地条件整備の希望の有無を記入して下さい。

なお、希望する場合は、右欄の資金借入の希望の有無に○を記入の上、3の「事業（農地買入及び農地条件整備）資金計画」欄に、希望する事業の内容を記入して下さい。

##### 「3 事業（農地買入及び農地条件整備）資金計画」

2で「希望する」に○を付けた場合だけでなく、今後実施する予定のある事業（農地の買入れ及び農地条件整備でまとまった資金を要する事業）について記入して下さい。

また、2で「希望する」とした事業については、予定年度欄を○で囲んで、希望する事業であることが分かるように記入して下さい。

なお、添付資料（農業経営改善計画等の写しを現在の内容に適宜手書き等で修正したもの）に同一内容の記載がある場合は、「添付資料P.○に記載の通り」等と明記することで代替が可能です。

##### 「4 経営収支の現状」

直近年の経営収支の現状について、記入して下さい。

なお、添付資料（農業経営改善計画等の写しを現在の内容に適宜手書き等で修正したもの）に同一内容の記載がある場合は、「添付資料P.○に記載の通り」等と明記することで代替が可能です。

##### 【添付資料】

認定農業者の場合は農業経営改善計画の写し、特定農業法人の場合は、農業経営改善計画に準ずる書面の写しを、現在の内容に適宜手書き等で修正して添付して下さい。

- 不明な点があれば、市町村、農業委員会、農地中間管理機構等にお問い合わせ下さい。

様式第1号

農用地等の買入れ(交換)申込書

第 号  
令和 年 月 日

公益社団法人 静岡県農業振興公社  
理 事 長 様

〇〇 市町長 〇〇〇〇 印

公益社団法人静岡県農業振興公社農地中間管理機構の事業の特例に関する規程（平成26年6月3日施行）第6条の規定に基づく農地中間管理機構の特例事業による農用地等の買入れ(交換)について、公益社団法人静岡県農業振興公社農地中間管理機構の特例事業（農地売買等事業）地域調査等実施要領（平成26年7月1日施行）に基づき、関係書類を送付します。

## 地 権 者 一 覧 表

土地の表示						買入れ等算定価格		固定資産 税評価額	毛上 状況	所有者(住民票照合)		耕作者 氏名	所有権以外に設 定されている権 利の種類	譲渡理由 (簡単な理由を記 して下さい。)
大字	字	地番	地目	地積	登記簿	現況	登記簿	買入れ等	10a当たり	総額	住 所	氏 名		
					m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>		円	円				
計 筆														

添付資料……農振土地利用計画図（3部）、公図(写)、登記事項証明書(写)

## 近傍類似農用地等売買実績調査表

No.	土地の所在 及び地番	地目	地積	取引価格 (10a当たり)	取引 年月日	用途 目的	特別取引 事情	固定資産税 評価額	譲渡人
									譲受人
1			a	円 ( )				円	個人・法人
									個人・法人
2			a	円 ( )				円	個人・法人
									個人・法人
3			a	円 ( )				円	個人・法人
									個人・法人
4			a	円 ( )				円	個人・法人
									個人・法人
5			a	円 ( )				円	個人・法人
									個人・法人
6			a	円 ( )				円	個人・法人
									個人・法人
7			a	円 ( )				円	個人・法人
									個人・法人
8			a	円 ( )				円	個人・法人
									個人・法人
9			a	円 ( )				円	個人・法人
									個人・法人
10			a	円 ( )				円	個人・法人
									個人・法人
11			a	円 ( )				円	個人・法人
									個人・法人
12			a	円 ( )				円	個人・法人
									個人・法人
13			a	円 ( )				円	個人・法人
									個人・法人
14			a	円 ( )				円	個人・法人
									個人・法人

## 登記簿と実面積の相違割合調査表

No.	土地の所在及び地番	地 積		縄のび割合	摘要
		公簿	現況		
1		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					

第 号  
令和 年 月 日

公益社団法人静岡県農業振興公社  
理事長

市町長 ○○ ○○

農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画の案の提出について

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第19条第2項の規定に基づき農用地利用集積等促進計画の案を作成したので、下記のとおり関係書類を添えて提出します。

記

1 農用地利用集積等促進計画の概要

取得者数 人	筆数 筆	地目	面積		所有権移転の時期
			登記簿 m <sup>2</sup>	現況 m <sup>2</sup>	

注:地目は田、畠、田及び畠等と記載する。

2 提出書類

- (1) 農用地利用集積等促進計画書総括表
- (2) 農用地利用集積等促進計画書
- (3) 農業経営の状況等
- (4) 関係者の連絡先等が分かる書類
- (5) 土地の登記事項証明書等、土地の所在、権利関係、面積等を確認できる書類
- (6) その他必要な書類 定款、株主名簿等

3 添付書類

目標地図への掲載見込一覧

(現在の目標地図への表示と異なる耕作者について促進計画案を提出する場合に添付)

担当 担当課 担当者名  
電話

- \* 市町村から機構に農用地利用集積等促進計画の案を提出する場合の送付文として利用ください。
- \* 「2 提出書類」は、提出しない書類がある場合は、記載を削除してください。

(様式15-3 売買)

## 農用地利用集積等促進計画総括表

(始期:令和 年 月 日)

○○市町

整理番号	耕作者名	取得筆数	取得面積 $m^2$ (A)	既耕作面 積 $m^2$ (B)	計 $m^2$ (A+B)	取得地で栽 培する主な 作物等	①地域計画			②担い手 区分	③耕作者区分	④農業委 員会への 意見聴取
							計画と の関連	地域名	目標地図への 掲載状況等			
個人												
法人												

## (1)記入方法

### ①地域計画

地域計画の作成状況等について、下記により記入する。

・計画との関連 地域計画との関連等について記入する。※複数地区にまたがる場合は、取得面積の多い地区の状況を記載する。

1 区域内 2-1 区域外(農業委員会からの要請) 2-2 区域外(市町からの案の提出)

・地域名 区域内の場合、地域名を記入する。記入例:○○地区 ※複数地区にまたがる場合は、「○○地区ほか」とする。

・目標地図への掲載状況等 下記により該当する番号又は記号を記入する。

区域内 農地中間管理事業規程5の(1)の区分

1掲載者 2掲載見込み(年月) 3掲載(代替者) 4未掲載(代替者) ※複数地区にまたがる場合は、取得面積の多い地区の状況を記載する。

区域外 農地中間管理事業規程の5の(2)の②の観点を記入する。

ア 規模拡大、集約 イ 既存の安定的農業経営 ウ 新規参入 エ 地域の話し合い

### ②担い手区分

下記により該当する番号を記入する。

1 認定農業者 2 認定新規就農者 31市町基本構想に定める年間農業所得以上の農業者

4 集落営農経営(特定農業団体) 5 集落営農経営(集落営農組織) 9 非担い手

### ③耕作者区分

耕作者の経営形態について、以下の中から該当する番号を記入する。

1個人(常時従事する) 2法人(農地所有適格法人) 3法人(2以外の法人)

### ④農業委員会への意見聴取結果

農地バンク法第19条第4項に規定する農業委員会への意見聴取結果について、認可要件を満たす場合には「要件確認済」と記載する。

## (2)農業委員会による認可要件の確認結果(農地バンク法第19条第4項)

①農業委員会が、当該促進計画が農地バンク法第18条第5項の認可要件に合致しているかを確認し、合致している場合は□欄にレ点を記入する。

・耕作者の認可要件(農地バンク法第18条第5項)について合致している。 □確認

②農地転用に該当する案件があるかを確認し、農地転用を伴う案件を含む場合は、不許可要件に該当しないことを確認し□欄にレ点を記入する。

・権利設定する農用地等に農地転用を伴う案件が含まれる場合は、農地転用の不許可要件に該当しないこと。

□案件なし □案件あり(不許可要件に該当しない。開発計画書等添付)

## (3)市町による認可要件の確認結果(農地バンク法第19条第2項)

①開発行為に該当する案件があるかを確認し、不許可要件に該当しないことを確認したら□欄にレ点を記入する。

・権利設定する農用地等が、農用地区域内の土地であって、開発行為に該当する案件が含まれている場合は、不許可要件に該当しないこと。

□案件なし □案件あり(不許可要件に該当しない。開発計画書等添付)

## 農用地利用集積等促進計画（所有権移転 買入れ）

## 各筆明細

整理番号	農地中間管理機構に所有権を移転する者（甲）						(氏名又は名称)				(住所)																																																
	農地中間管理機構（乙）						(氏名又は名称) 公益社団法人静岡県農業振興公社 理事長 新田 明彦				(住所) 静岡市葵区茶町二丁目8番1																																																
所有権を移転する土地（A）						乙に移転する所有権（B）						所有権を移転する土地の（甲）以外の権原者（C）			備考																																												
所 在		地 目		面 積 m <sup>2</sup>	所有権登記の有無	内容 土地の 利用目的	所有権 移転の時期	対 価 円	対価の支払 の相手方	対価の 支払期限	対価の 支払方法	引渡し の 時期	住 所	氏名又は名称		権原の種類																																											
市町	大字	字	地 番												登記簿		現況																																										
計				0				0																																																			
この計画に同意する。																																																											
<table border="1"> <tr> <td colspan="10">農地中間管理機構に所有権を移転する者の住所及び氏名（甲）</td> <td colspan="5">住 所 0 0 印</td> </tr> <tr> <td colspan="10">農地中間管理機構の住所及び氏名（乙）</td> <td colspan="5">住 所 静岡市葵区茶町二丁目8番1 公益社団法人静岡県農業振興公社</td> </tr> <tr> <td colspan="10">農地中間管理機構に所有権の移転をする者以外の者で所有権を移転する土地につき所有権その他の使用収益権を有する者</td> <td colspan="5">住 所 (同上) 印</td> </tr> </table>															農地中間管理機構に所有権を移転する者の住所及び氏名（甲）										住 所 0 0 印					農地中間管理機構の住所及び氏名（乙）										住 所 静岡市葵区茶町二丁目8番1 公益社団法人静岡県農業振興公社					農地中間管理機構に所有権の移転をする者以外の者で所有権を移転する土地につき所有権その他の使用収益権を有する者										住 所 (同上) 印				
農地中間管理機構に所有権を移転する者の住所及び氏名（甲）										住 所 0 0 印																																																	
農地中間管理機構の住所及び氏名（乙）										住 所 静岡市葵区茶町二丁目8番1 公益社団法人静岡県農業振興公社																																																	
農地中間管理機構に所有権の移転をする者以外の者で所有権を移転する土地につき所有権その他の使用収益権を有する者										住 所 (同上) 印																																																	

(掲載注意)

- (1) この各筆明細は、所有権の移転の当事者ごとに別葉とする。
- (2) (A) 欄は、市町別に記載する。
- (3) (A) 欄の「面積」は、登記簿によるものとし、登記簿の地積が著しく事実と相違する場合及び登記簿の面積がない場合には、実測面積を（ ）書で下段に2段書きする。
- (4) (B) 欄の「内容（土地の利用目的）」は、所有権の移転による当該土地の利用目的（例えば水田として利用、普通畠として利用、農業施設用地（畜舎）として利用、開発して樹園地として利用記載する。
- (5) (B) 欄の「対価」は当該土地の移転の対価（立木等の額を算入したときはその合計額。なお、この場合には備考欄にその種類、数量等を記載する。）の額を記載する。また、交換の場合で交換伴うときは、その額を記載すること。
- (6) (B) 欄は、「対価の支払の相手方」は、当該土地が共有地の場合には、特定の者（代表者）を記載することができる。
- (7) (B) 欄は、「対価の支払方法」は、支払方法（現金、口座振込等）を記載する。
- (8) (C) 欄は、甲以外の使用収益権を有する者がいないときは記入しない（抵当権者の記入は不要）。
- (9) 「備考」欄は、次の事項を記載する。
  - ア 登記簿に、所有権以外の権利に関する事項（抵当権等）の登記があるときはその旨
  - イ 対価を分割払いの方法により支払う場合にあっては、各支払期日ごとの支払金額

2 共通事項

この農用地利用集積等促進計画（以下、「本計画」という。）の定めるところにより行われる所有権の移転は、1の各筆明細に定めるものほか、次に定めるところによる。

- (1) 所有権の移転  
1の各筆明細に記載された対価の支払期限までに対価の全部の支払を了したときは、その所有権の移転時期に当該土地の所有権は移転する。
- (2) 農用地利用集積等促進計画に定められた法律関係の失効  
1の各筆明細に記載された対価の支払期限までに対価の全部の支払がなされなかったときは、当該土地の所有権に係る本計画に基づく法律関係は失効する。
- (3) 所有権以外の権利の消滅  
所有権を移転する土地に第三者のための担保物権等が設定されているときは、農地中間管理機構（以下「乙」という。）に所有権を移転する者（以下「甲」という。）は当該権利を消滅させるととも当該権利が登記されている場合は、1の各筆明細に記載された所有権移転時期までにその登記を抹消しなければならない。
- (4) 租税公課の負担  
当該土地に係る土地改良賦課金等は、その所有権の移転登記の属する年度については、甲が負担する。
- (5) 所有権の移転の登記  
本計画による所有権の移転登記は、乙申請により行うものとし、甲はこれに協力しなければならない。
- (6) 経費の負担  
所有権の移転の登記に要する経費は、乙が負担する。その他の経費については、甲及び乙が協議して定める。
- (7) 債務不履行による法律関係の解除
  - ア 甲又は乙は、相手方が本計画に基づく義務を履行しないときは、本計画によって成立した法律関係を解除することができる。
  - イ 甲又は乙は、アにより法律関係を解除したいときは、その相手方に対して損害賠償金（違約金）の支払を請求することができる。
  - ウ イの損害賠償金（違約金）は、対価の10%に相当する額とする。
- (8) 所有権取得者の責務  
乙は、本計画の定めるところに従い、所有権の移転を受けた土地を効果的かつ適正に利用しなければならない。
- (9) その他  
本計画に定めのない事項及び本計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市町が協議して定める。

備考

## 農用地利用集積等促進計画（所有権移転 売渡し）

## 各筆明細

整理番号	農地中間管理機構（甲）						(氏名又は名称) 公益社団法人静岡県農業振興公社 理事長 新田 明彦			(住所) 静岡市葵区茶町二丁目8番1					
	農地中間管理機構から所有権の移転を受ける者（乙）						(氏名又は名称)			(住所)					
所有権を移転する土地（A）						乙に移転する所有権（B）						所有権を移転する土地の（甲）以外の権原者（C）			
所 在		地 目		面 積 m <sup>2</sup>	所有権登 記の有無	内容 （土地の 利用目的）	所有権 移転の時期	対 価 円	対価の支 払 の 相手方	対価の 支払期限	対価の 支払方法	引渡し の 時期	住 所	氏名又は名称	権原の種類
市町	大字	字	地 番												
計				0				0							

この計画に同意する。

農地中間管理機構（甲）	住 所	静岡市葵区茶町二丁目8番1	印
農地中間管理機構から所有権の移転を受ける者の氏名及び住所（乙）	住 所	公益社団法人静岡県農業振興公社 理事長 新田 明彦	
農地中間管理機構に所有権の移転をする者以外の者で所有権を移転する土地につき所有権その他の使用収益権を有する者	住 所	（同上）	
			0 印
			印

(掲載注意)

- (1) この各筆明細は、所有権の移転の当事者ごとに別葉とする。
- (2) (A) 欄は、市町別に記載する。
- (3) (A) 欄の「面積」は、登記簿によるものとし、登記簿の地積が著しく事実と相違する場合及び登記簿の面積がない場合には、実測面積を（ ）書で下段に2段書きする。
- (4) (B) 欄の「内容（土地の利用目的）」は、所有権の移転による当該土地の利用目的（例えは水田として利用、普通畠として利用、農業施設用地（畜舎）として利用、開発して樹園地として利用記載する。
- (5) (B) 欄の「対価」は当該土地の移転の対価（立木等の額を算入したときはその合計額。なお、この場合には備考欄にその種類、数量等を記載する。）の額を記載する。また、交換の場合で交換伴うときは、その額を記載すること。
- (6) (B) 欄は、「対価の支払の相手方」は、当該土地が共有地の場合には、特定の者（代表者）を記載することができる。
- (7) (B) 欄は、「対価の支払方法」は、支払方法（現金、口座振込等）を記載する。
- (8) (C) 欄は、甲以外の使用収益権を有する者がいないときは記入しない（抵当権者の記入は不要）。
- (9) 「備考」欄は、次の事項を記載する。
  - ア 登記簿に、所有権以外の権利に関する事項（抵当権等）の登記があるときはその旨
  - イ 対価を分割払いの方法により支払う場合にあっては、各支払期日ごとの支払金額

## 2 共通事項

この農用地利用集積等促進計画（以下、「本計画」という。）の定めるところにより行われる所有権の移転は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

- (1) 所有権の移転  
1の各筆明細に記載された対価の支払期限までに対価の全部の支払を了したときは、その所有権の移転時期に当該土地の所有権は移転する。
- (2) 農用地利用集積等促進計画に定められた法律関係の失効  
1の各筆明細に記載された対価の支払期限までに対価の全部の支払がなされなかつたときは、当該土地の所有権に係る本計画に基づく法律関係は失効する。
- (3) 所有権以外の権利の消滅  
所有権を移転する土地に第三者のための担保物権等が設定されているときは、農地中間管理機構（以下「甲」という。）は当該権利を消滅させるとともに、当該権利が登記されている場合は、1の各筆明細に記載された所有権移転時期までにその登記を抹消しなければならない。
- (4) 租税公課の負担  
当該土地に係る土地改良賦課金等は、その所有権の移転登記の属する年度については、甲が負担する。
- (5) 所有権の移転の登記  
本計画による所有権の移転登記は、甲申請により行うものとし、乙はこれに協力しなければならない。
- (6) 経費の負担  
所有権の移転の登記に要する経費は、乙が負担する。その他の経費については、甲及び乙が協議して定める。
- (7) 債務不履行による法律関係の解除  
  - ア 甲又は乙は、相手方が本計画に基づく義務を履行しないときは、本計画によって成立した法律関係を解除することができる。
  - イ 甲又は乙は、アにより法律関係を解除したいときは、その相手方に対して損害賠償金（違約金）の支払を請求することができる。
  - ウ イの損害賠償金（違約金）は、対価の10%に相当する額とする。
- (8) 所有権取得者の責務  
乙は、本計画の定めるところに従い、所有権の移転を受けた土地を効果的かつ適正に利用しなければならない。
- (9) その他  
本計画に定めのない事項及び本計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市町が協議して定める。

備考

備考
----

(様式 2-4)

## 所有権の設定等を受ける者（受け手）の農業経営の状況等

(個人農業者)

整理番号	氏名又は名称			年齢		農業従事日数	日										
受け手が所有権の設定等を受ける土地の面積（A）	農地	$m^2$	受け手の世帯員（構成員）の農作業従事及び雇用労働力の状況（D）				受け手の主な家畜の飼養の状況（E）	受け手の主な農機具の所有の状況（F）									
	採草放牧地	$m^2$	世帯員（構成員）	農業従事者				種類	数量	種類	数量						
	その他	$m^2$									台						
受け手が現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積（B）	農地	$m^2$	人	農業専従者		人	人日										
	採草放牧地	$m^2$		農業補助者	主として農業に従事する者	人											
					従として農業に従事する者	人											
受け手の取得後の経営面積及び主たる経営作目（C）	作目	$m^2$	農作業に従事する者の配置の状況（G）														
			市町		氏名		住所地、拠点となる場所等										
受け手の権利の取得後におけるその行う耕作又は養畜の事業が、権利を設定し、又は移転しようとする農用地等の周辺の農用地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響（H）			農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等（I）				違反の有無										
							<input type="checkbox"/> 無し <input type="checkbox"/> 有り（時期、内容等は別紙のとおり）										

(記載注意)

- (1) 受け手の農業経営の状況等の記載は、同一公告に係る計画のいずれかにその記載があれば、他はその記載を要しない。
- (2) A欄は、同一公告に係る計画によって、賃借権等の設定、移転等が2つ以上ある場合には、それぞれを合算した面積を記載する。  
なお、「その他」には、混牧林地、農業用施設の用に供される土地、開発して農用地の用に供される土地又は開発して農業用施設の用に供される土地の別にその面積を記載する。また、(A)欄及び(B)欄に係る土地が複数市町にまたがる場合には、市町別の合計面積を括弧書きで記載する。
- (3) C欄は、借受け後の総経営面積を記載し、主たる経営作目は「水稻」、「果樹」、「野菜」、「養豚」、「養鶏」、「酪農」、「肉用牛」、「施設園芸」等と記載する。
- (4) D欄の「農業専従者」とは自家農業労働日数が年間おおむね150日以上の者を、「農業補助者」とは自家農業労働日数が年間おおむね60日～149日の者をいう。
- (5) 受け手の農業経営の状況等の記載事項の全てが農地台帳により整理されている場合には、農地台帳番号〇〇、氏名又は名称、年齢、農作業従事日数のみの記載にかえることができる。
- (6) G欄の「農作業に従事する者の配置の状況」については、A欄及びB欄に係る土地が複数市町にまたがる場合には、市町別に記載する（隣接市町などで配置が同じ場合は、該当する市町名を列記する）。なお、「住所地、拠点となる場所等」は、市町名を記載する。

整理番号	
------	--

## 所有権移転あっせん申出書

令和 年 月 日

農業委員会会長 様

申出者 住 所

氏 名

印

(名称、代表)

私(当社)が所有する下記農用地について、農業経営基盤強化促進法第22条第1項の規定に基づき所有権の移転に係るあっせんの申出をします。

記

[所有権の移転に係るあっせんの申出農用地]

別紙のとおり。

[留意事項] 「整理番号」欄には、「所有権移転あっせん確認名簿」の「文書でなされた場合の整理番号」欄と同じ整理番号を記入すること。

別紙[所有権の移転に係るあっせんの申出農用地]

## 買入れの協議について(要請)

第 号  
令和 年 月 日

市町村長 様

市町村 農業委員会  
会 長 印

農業経営基盤強化促進法第22条第1項の規定に基づき下記のとおり所有権の移転に係るあっせんの申出がありました。当該農用地については、地域計画の達成に資する見地からみて効率的かつ安定的な農業経営を営む者に利用集積すべきであり、農地中間管理機構による買入れが特に必要と認められますので、同法第22条第1項の規定により当該農用地の所有者に公益社団法人静岡県農業振興公社による買入れの協議を行う旨の通知をしていただきますよう要請します。

### 記

#### 1 所有権の移転に係るあっせんの申出のあった農用地

農用地の所在・地番	地 目		面積
	登記簿	現 況	
			m <sup>2</sup>

#### 2 申出者

住 所  
氏 名

#### 3 申出年月日

令和 年 月 日

## 買入れの協議を行う旨の通知書

第 号  
令和 年 月 日

住 所  
氏 名 様  
(名称・代表者)

市町村長 印

農業経営基盤強化促進法第22条第1項の規定に基づき貴殿（貴社）から所有権の移転に係るあっせんの申出のあった下記の農用地につき、同法第22条第2項の規定による買入れの協議を公益社団法人静岡県農業振興公社が行いますので通知します。

記

### [買入れの協議に係る土地]

農用地の所在・地番	地 目		面積
	登記簿	現 況	
			m <sup>2</sup>

### (買入れ協議に係る留意事項)

あなたから令和 年 月 日に 農業委員会へ所有権移転のあっせんの申出のあった上記農用地については、①農業委員会が効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積を図るため農地中間管理機構による買入れが特に必要と認め、②当職も地域計画の達成に資する見地からみて、当該買入れが特に必要と認めたものです。

この買入の協議は、当該農用地が農地中間管理機構により買い入れられることにより、優先的に認定農業者等へ利用集積されることを目的とするものです。

なお、この買入協議については、法第22条第4項、第5項及び第35条の規定により、あなたに次の義務が課せられます。

ア 正当な理由がなければこの協議を拒んではならないこと。

なお、「正当な理由」とは、天災、重病等協議に応ずることのできないやむを得ない事情をいうものであること。

また、「協議を拒んではならない」とは、協議に応じれば足り、協議を整わせなければならないということまで意味するものでないこと。

イ この買入協議の行う旨の通知をした日から3週間目に当たる令和 年 月 日を経過するまでの間(この間の買入協議が成立しないことが明らかになったときは、それまでの間。)は、農地中間管理機構以外の者に上記農用地を譲り渡してはならないこと。

ウ イに違反した場合は、10万円以下の過料に処せられることがあること。

様式買第4号

第 号  
令和 年 月 日

公益社団法人静岡県農業振興公社

理事長 様

市町長 印

## 買入れの協議の実施について

このことについて、下記の者に対して別紙（写）のとおり農業経営基盤強化促進法第22条第2項の規定に基づく「買入れの協議を行う旨の通知」をするので、当該農用地の買入協議について御配慮願います。

記

### 1 買入れ協議の対象者

住 所

氏 名

### 2 買入れ協議の対象農用地

農用地の所在・地番	地 目		面積
	登記簿	現 況	
			m <sup>2</sup>